

会 議 録

1 会議名

平成 28 年度 第 1 回上越市いじめ問題対策連絡協議会

2 説明（公開）

(1)上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨について

(2)上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

3 協議（非公開）

(1)上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について

(2)各委員所属団体のいじめ防止等のための取組について

4 その他（非公開）

5 開催日時

平成 2 8 年 5 月 1 1 日（水）午後 3 時 1 5 分から

6 開催場所

木田庁舎 4 0 1 会議室

7 傍聴人の数

0 人

8 非公開の理由

「個人に関する事項」を含む内容となる可能性がある協議のため非公開

9 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：角屋 順一、内山 嗣久、森本 成彦、小山 彰、渡辺 昌恵

内藤 祐子、串橋 祥子、佐藤 幹夫、保倉 政博、藤井 清比古
高橋 雅史、森 一夫、

- ・事務局：野澤次長、高橋部長、澤田学校教育課長、手塚副課長、藤田管理指導主事、清水指導主事、加藤係長

10 発言の内容（要旨）

(1) 開会（公開）

司会（事務局） 本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成28年度第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

(2) 新委員へ委嘱状及び任命書交付（公開）

司会（事務局） 初めに、異動等に伴い今年度から委員をお務めいただく皆様に委嘱状を交付します。（上越教育事務所長 佐藤 幹夫委員、柿崎中学校長 森一夫委員、市すこやかなくらし支援室長 渡辺 昌恵委員の3人に委嘱状を野澤次長から手交した）

(3) あいさつ（公開）

司会（事務局） 上越市教育委員会、野澤次長がご挨拶を申し上げます。

野澤次長 あいさつ 当市は、平成7年に中学生がいじめを受けた内容の遺書を残し、自らの命を絶つという痛ましい事件、出来事を経験した市であります。

一方、長年にわたり同和教育を中核として人権教育に積極的に取り組んでいることを含め、独自性を持った取組を進めております。本日は、このことをご理解した上で皆様方からご意見をいただきたいと思いますっております。

この協議会ができた背景には、昨今、全国各地でいじめ問題が起きたとき、世間の皆さんから教育委員会や学校というところは閉鎖的であるとの批判にさらされております。いざ事件が起こると教育委員会や学校関係者は、記者会見で「いじめを把握していなかった」と語ります。そのコメントに対し、世間の人々は「学校はいじめをなかったことにして

いる」と悲観しています。

このような状況の中、国ではいじめ問題を様々な角度から議論し、対策を講じていこうと「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

当市でもこの取組をスタートし、昨年三つのいじめ問題に対応する組織を立ち上げました。今日の協議会は、いじめをどうしたら防げるのか、いじめをどうしたら早く発見できるか、そして、子供たちが人生において大きな傷を負わないようにするにはどうしたらよいのかを議論する場です。もう一つの組織は、いじめが起きた際にいじめ問題を詳らかにしていく、さらにもう一つの会は、その対策に保護者が納得できない時、第三者機関による調査等を行うことができるよう体系的に組織化を図ったものです。

今、当市では各学校からの報告を含め、いじめ問題の状況を各機関へ情報提供を行っております。今日は、具体的な事例や件数等の報告を行いますが、「数字が増えた、減った」との議論に終始することなく、個別の事案にも踏み込んでいただき、いじめにより心に傷を負う子供を一人も出さないようそれぞれが連携し取組を推進していただきたいと思います。

(4) 委員自己紹介（公開）

司会（会長）　　ここで委員の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介　　各員委員順次、所属や業務概要等を踏まえ自己紹介を行う。

(5) 説明（公開）

① 上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨について

② 上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について

司会（会長）　　会長の藤井です。慣例により司会を務めます。よろしく申し上げます。
それでは、上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨及び上越市いじめ防止基本方針及び設置する組織と関係条例・規則について説明をお願いします。

説明（事務局）　　初めに上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨につきまして、ま

た、関係する法令や条例、規則、上越市いじめ防止基本方針及び3つの組織について説明します。

最初に、いじめ防止基本方針との関連から説明させていただきます。

「いじめ防止対策推進法（以下、同法）」は、平成25年6月に成立・公布され同年9月から施行されました。

この法の背景の一つには、ご存知のとおり、平成23年に発生した、大津市のいじめが原因とされる自殺事案が関係しています。この事件で、いじめは重大な人権侵害であると同時に、生命または身体に重大な危険を生じさせるものであることを再認識させることとなりました。

いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる国民的課題であり、社会全体が総がかりでいじめの問題に対峙するためには、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、同法が制定されました。

そして、同法の第12条では努力義務ではありますが、地方公共団体におけるいじめ防止基本方針の策定を求めています。

上越市教育委員会では、当市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「上越市いじめ防止基本方針」を、平成27年3月に策定いたしました。策定に当たっては、国の方針、県の方針を参酌しながら策定作業を進めました。

本日開催しましたこの協議会の法的根拠は、いじめ防止対策推進法です。同法の第14条第1項で、「地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」をおくことができる」と規定しています。

この規定によれば、いじめ問題対策連絡協議会の目的は、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ること」にあり、条例によって設置することとされています。

上越市においても、過去の出来事に鑑み、いじめ問題に真摯に取り組む姿勢を示す意味からも、法の規定に基づいて条例で設置することとし

ました。

なお、本連絡協議会のほかにも、法の規定に基づき、条例で2つの組織を設置することといたしました。

市の基本方針では、「市及び市教育委員会が実施すべき施策」の中で、本連絡協議会を含めて、条例で設置する三つの組織に関して記述しています。

最後に、この会の役割についてであります。上越市いじめ防止基本方針では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、この会の役割として、大きく次の4つを示しています。

- 1 いじめ防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- 2 いじめ防止等に向けた関係機関等の対策についての協議
- 3 いじめ防止等に向けた関係機関等相互の連絡調整
- 4 関係機関等の相談窓口等の周知 等の4つです。

これら設置の趣旨や会の目的、役割を踏まえて、これから本連絡協議会の取組を進めてまいりたいと考えています。委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上で趣旨の説明を終わります。

(6) 協議（非公開）

- ① 上越市のいじめの実態に基づくいじめ防止等のための取組について
- ② 各委員所属団体のいじめ防止等のための取組について
- ③ その他

1 1 問合せ先

教育委員会学校教育課 TEL : 025-545-9244

E-mail : j-gaku@city.joetsu.lg.jp

1 2 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。